

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】令和6年6月11日(2024.6.11)

【国際公開番号】WO2023/053245
 【出願番号】特願2023-550825(P2023-550825)

【国際特許分類】
 A 6 1 M 2 5 / 0 9 (2 0 0 6 . 0 1)

【 F I 】

A 6 1 M 2 5 / 0 9 5 1 0

10

A 6 1 M 2 5 / 0 9 5 1 6

【手続補正書】

【提出日】令和6年5月27日(2024.5.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

20

【請求項1】

ガイドワイヤであって、
 コアシャフトを備え、

前記コアシャフトは、先端から350mm以上かつ750mm以下の部分である本体部がニッケルチタン合金からなり、前記本体部の外径が0.58mm以上かつ0.73mm以下である、

ガイドワイヤ。

【請求項2】

請求項1に記載のガイドワイヤであって、

前記コアシャフトは、前記本体部の外径が0.58mm以上かつ0.71mm以下である、

30

ガイドワイヤ。

【請求項3】

請求項1または請求項2に記載のガイドワイヤであって、

前記コアシャフトは、外径が前記本体部の外径よりも小さい小径部と、外径が前記本体部の外径よりも大きい大径部と、を有し、

前記本体部は前記小径部の後端側に設けられ、前記大径部は前記本体部の後端側に設けられる、ガイドワイヤ。

【請求項4】

請求項3に記載のガイドワイヤであって、

40

前記小径部は、長軸方向において外径が略一定の第1ストレート部と、

前記第1ストレート部よりも後端側に設けられ、前記コアシャフトの後端側に向かって外径が大きくなる第1テーパ部と、を有し、

前記大径部は、長軸方向において外径が略一定の第2ストレート部と、

前記第2ストレート部よりも先端側に設けられ、前記コアシャフトの後端側に向かって外径が大きくなる第2テーパ部と、を有する、ガイドワイヤ。

【請求項5】

請求項4に記載のガイドワイヤであって、

前記小径部の外周を覆うコイルを有し、

前記コイルの先端部は、前記小径部の先端部と先端側固定部により接合され、

50

前記コイルの後端部は、前記第1テーパ部に後端側固定部によって接合される、ガイドワイヤ。

【請求項6】

請求項1から請求項5のいずれか一項に記載のガイドワイヤであって、
前記コアシャフトの前記本体部の外径は、長軸方向において略一定である、ガイドワイヤ。

【請求項7】

請求項3から請求項6のいずれか一項に記載のガイドワイヤであって、
前記コアシャフトの前記小径部と、前記本体部と、前記大径部と、は、ニッケルチタン合金により形成される、ガイドワイヤ。

10

20

30

40

50